

お客様各位

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」
施行に伴うカードローン契約（当座貸越契約）等規定の改定について

2018年1月より休眠預金等活用法（「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」）が施行されました。

これまでご契約いただいておりますカードローン契約（当座貸越契約）の「返済用預金口座」が休眠預金活用法の対象となり預金保険機構へ移管された場合等の取扱いについて、新たに規定を追加するため、当行の各カードローン商品についてのカードローン契約（当座貸越契約）規定を下記のとおり改定いたします。

記

1. 対象（規定改定）となるカードローン契約（当座貸越契約）規定

令和2年5月7日（木）より改定予定

- ・ワイドカードローン契約規定
- ・フレックス・カードローン契約規定
- ・新フレックス・カードローン契約規定
- ・フレックス・カードローンセレクト契約規定
- ・レディースカードローンW I T契約規定
- ・カードローン「一発快答」契約規定
- ・とちぎんカードローン契約規定
- ・とちぎんカードローンⅡ契約規定
- ・TCカードローン契約規定
- ・TC2カードローン契約規定
- ・とちぎこープローン契約規定
- ・新とちぎこープローン契約規定
- ・日産カードローン契約規定
- ・カードローン「とちぎんモビット」契約規定
- ・カードローン「スマートネクスト」契約規定
- ・マロニエカードローン契約規定
- ・とちぎんフレックス・カードローン「べんりくん」契約規定
- ・住宅ローン利用者専用カードローン契約規定
- ・とちぎん医師向けカードローン契約規定
- ・ATMカードローン取引規定
- ・栃木銀行カードローン契約規定

2. 改定内容

各カードローン契約規定について、以下の条項を新設いたします。

※いずれの契約規定においても、最終条項として追加いたします。

第（最終）条（休眠預金等活用法による返済用預金口座の預金保険機構への移管等）

1. この契約における返済用預金口座が、休眠預金等活用法により預金保険機構へ移管された場合、またはその他の事由により借主の申出によらずに解約された場合は、このカードローン契約は返済用預金口座が移管または解約された日をもって当然に解約されるものとします。
2. 規定に基づき解約となったカードローン契約の契約書類他徴求書類一式については、原則として借主への返却は行わないものとし、ローンカードの返却も不要とします。

以上

〈本件に関するお問合せ先〉

お近くの窓口へお問合せ下さい。 〈受付時間〉 平日：9：00～17：00